

入 札 説 明 書

目 次

1	調達内容	2
2	競争入札参加資格	2
3	入札参加資格の確認等	2
4	仕様書に関する質問等	3
5	入札保証金	3
6	入札方法等	4
7	契約書作成の要否	5
8	異議の申立て	5
9	その他特記事項	5

別添資料

- 競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- 申立書（様式2）
- 契約実績一覧表（様式3）
- 契約書（案）（様式4）
- 入札書
- 封筒記入例

本書は平成30年6月11日付けで公告した平成30年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札は、次のように実施する。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書「様式4 契約書（案）別紙1仕様書」のとおり

(3) 業務実施期間

委託契約締結の日から平成30年8月21日（火）まで

(4) 積算の前提

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、本件調達に係る一切の経費を含めた契約金額を見積もること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アにより見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

入札公告の「2 競争参加資格」のとおり。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加希望者は、次の書類を直接提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について実行委員会が説明を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（入札説明書 様式1）

イ 申立書（入札説明書 様式2）

ウ 契約実績一覧表（入札説明書 様式3）

エ 契約を証明する書類（上記3（1）ウの実績を証明する書類（契約書等の写し））

※契約日がわかるように書類を提出してください。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加確認申請書（入札説明書 様式1）、申立書（入札説明書 様式2）、「契約実績一覧表（入札説明書 様式3）」、及び「契約実績一覧表に記載された契約書等の

写し」

(ア) 提出期間

平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)午後5時までの間
(土曜日、日曜日は除く。)

(イ) 提出方法

持参又は郵送とする。

(ウ) 提出場所

平成30年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会事務局
〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県教育委員会保健体育スポーツ課インターハイ推進室内
電話 052-954-6819

イ 提出部数

1部

ウ その他

(ア) 書類の提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しないものとする。

(ウ) 郵送により証明書を提出する場合は、提出期間内に提出場所に必着のこと。

(3) 入札参加資格の確認結果通知は、平成30年6月15日(金)までに通知する。

「競争入札参加資格確認通知書」により入札参加資格があると認められた者でなければ
入札に参加することはできない。

4 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関し質問がある場合は、平成30年6月19日(火)午後5時までに持参又は郵送
(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面で行うとともに、その回答書は、当該回答
を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、平成30年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会事務局において閲覧に供する。

5 入札保証金

(1) 入札者は、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」いう。)第
152条の2の規定を準用し、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の金額の入札保
証金を納付し、又は財務規則第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を提供しな
ければならない。

ア 入札保証金の納付日時

平成30年6月21日(木)午前9時から午前9時30分まで

イ 入札保証金の納付場所

平成30年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会事務局

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県教育委員会保健体育スポーツ課インターハイ推進室内

電話 052-954-6819

- (2) 入札者が、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとする（財務規則第152条の3を準用する免除）。
 - ア 保険会社との間に実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 政令第167条の5の規定により知事が定める資格を有するもので、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないとこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付する。なお、落札者の入札保証金は、申し出により契約保証金の一部に充当することができる。
- (4) 4(2)アに該当する者は、当該入札保険契約にかかる保険証書を提出すること。
- (5) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできない。

6 入札方法等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のとおり入札書を作成すること。
 - ア 入札参加希望者は、本件調達に係る一切の経費を含めた契約金額を見積もること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時等
 - ア 入札執行の場所
愛知県自治センター 6階 603会議室
 - イ 入札執行の日時
平成30年6月21日（木）午前10時
 - ウ 開札の日時
入札の執行後直ちに行う。
- (3) 開札時の立会い
入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）は、開札に立ち会うことができる。
なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (4) 入札の辞退
「競争入札参加資格確認通知書」により入札参加資格があると認められた者は、入札を辞

退することができる。

(5) 入札の無効

本説明書において示した入札参加資格のない者の行った入札、見積書、資料その他提出した書類に虚偽の記載をした者の行った入札、指定された書類を提出しなかった者の行った入札、入札書の首標金額を改ざんし又は訂正した入札、その他財務規則第 152 条に該当する入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(6) 落札者の決定方法

ア 財務規則第 154 条の規定を準用して作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札回数は 2 回を限度とする。

ウ 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

(7) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、開札時までには委任状を提出しなければならない。

イ 入札参加者又はその代理人は、本業務に係る入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

7 契約書作成の要否

(1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合については、この限りではない。

(2) 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失うものとする。

8 異議の申立て

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書（案）（入札説明書 様式 4）等についての不明を理由として意義を申立てることはできない。

9 その他特記事項

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件入札手続きに係る問合せ先

平成30年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会事務局

電話 052-954-6819

委任状

平成 年 月 日

平成30年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会 会長 平松 直巳 殿

住 所
商号 又は 名称
代 表 者 氏 名 ⑩

私は を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(使用印鑑)

記

- 1 平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務の入札並びに見積に関する一切の件

- 2 委任期間
平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

入 札 書

平成30年6月 日

平成30年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会 会長 平松直巳 殿

入札者 住 所
氏 名 ⑩
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務
(平成30年6月11日公告)

- ※1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
- ※2 訂正又は末梢した個所には押印すること。
- ※3 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入すること。

記入例

封筒記入例

(表)

平成30年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会 会長 平松直巳 殿

平成30年6月 日開札

調達内容 平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務 の入札書在中

(裏)

印

入札者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

印

印

競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

平成30年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会 会長 平松直巳 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公告年月日
平成30年6月 日
- 2 調達案件名
平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務
- 3 入札担当者
 - (1) 担当者名
 - (2) 電話番号
 - (3) FAX番号
 - (4) 電子メールアドレス

(添付書類)

代理人が入札を行う場合で委任状が必要な場合は、委任状を添付してください。

申 立 書

平成 年 月 日

平成30年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会 会長 平松直巳 殿

住 所

商号又は
名 称

印

代表者氏名

印

- 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。
- 当社は、公告の日から現在まで、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていません。
- 当社は、現在、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていません。

以上のこと及び提出した書類について事実と相違ないことを誓約します。

なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても異議を申し立てません。

また、それにより、損害を与えた場合は無条件で賠償します。

※ 入札内容

1 公告年月日

平成30年6月11日

2 調達案件名

平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務

契 約 書 (案)

1 業務名

平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務委託

2 業務内容

別紙1仕様書のとおり

3 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

4 契約期間 平成30年 月 日から

平成30年8月21日まで

5 契約保証金

6 その他特約事項

別紙2「個人情報取扱事務委託基準」及び別紙3「情報セキュリティに関する特約条項」を遵守すること。

平成30年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
平成30年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会 会長 平松直巳

乙 所在地
団体名
代表者名

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第2条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければ

ならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第7条 甲は、乙から成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第8条 成果物の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転し、同時にその成果物は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第9条 乙は、成果物の引渡し後1年間故障又は隠れた瑕疵があるときは、無償で修補しなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項に規定する故障又は隠れた瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 乙が、成果物納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、成果物完納後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.7パーセントの割合で算出した

遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定した

とき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金

を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第17条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第18条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第19条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

仕 様 書

1 委託業務名

平成30年度全国高等学校総合体育大会広報業務

2 事業の目的

平成30年全国高等学校総合体育大会（以下「インターハイ」という。）の愛知県開催をPRし、大会開催の機運を高めるために広報を実施するに当たり必要な業務を委託する。

3 業務の概要

(1) 業務実施期間

委託契約を締結した日から平成30年8月21日（火）まで

(2) 業務内容

- ・ラッピングカーを用いたPR活動
- ・ラッピングカーの愛知県実行委員会への貸出

4 委託業務の内容

(1) ラッピングカー製作

愛知県実行委員会が提示するデザイン原案に基づき、ラッピングカーを製作すること。

ア 車種

「トヨタ自動車 ハイエースバン」又は同等車種

車両には、業務実施期間を対象として、対人5,000万円以上、対物200万円以上の任意保険を掛けること。

イ 台数

1台

ウ デザイン

- ・デザイン原案は愛知県実行委員会より受託者に手書きイラストで提供する。ただし、大会シンボルマーク、スローガン（毛筆体）、マスコットキャラクターについてはデータで提供する。
- ・受託者は、デザイン原案をもとにデザイン案を作成し、愛知県実行委員会の承認を得てから車両へのラッピングを施すこと。ラッピングの施工方法はフルラッピングとする。

エ ラッピングカーの納期

平成30年7月20日（金）

オ ラッピングカーの納品場所

愛知県庁の愛知県実行委員会が別途指定する場所

(2) PR キャラバンの実施

ア 実施期間

平成30年7月23日(月)から7月29日(日)まで

イ 実施内容

(ア) ラッピングカーによる巡回

○内容

ラッピングカーにより愛知県開催競技会場地市町(名古屋市、一宮市、小牧市、豊田市、知多市、西尾市、東郷町)を巡回する。

○巡回ルート

1市町を1日かけて巡回するものとする。なお、巡回ルートは別途愛知県実行委員会と協議の上、決定するものとする。

○巡回実施時間

実施期間内の各日午前10時から午後5時まで

○ドライバー

ラッピングカーのドライバーは受託者が手配すること。

○ラッピングカーの保管場所

平成30年7月23日(月)から7月29日(日)までの間は、受託者によりラッピングカーを保管すること。

○巡回中に要した燃料代、高速道路料金については本業務の委託料とは別に、実費を愛知県実行委員会から受託者に支出する。

(イ) SNS による情報発信

○アカウントの作成

本業務専用のTwitterアカウントを作成すること。アカウント名は愛知県実行委員会と協議の上、決定すること。

○アカウントの運用

- ・巡回中、愛知県実行委員会が指定する箇所でラッピングカーを撮影し、現在地情報をTwitterアカウントで発信すること。
- ・専用アカウントをフォローの上、巡回実施期間中に指定の#(ハッシュタグ)を付して投稿をした者に対し抽選で記念品を送付すること。記念品は50点程度を予定し、愛知県実行委員会が用意する物を使用すること。

(ウ) ラッピングカーの愛知県実行委員会への貸出

○内容

大会期間中、愛知県実行委員会の用に供するため製作したラッピングカーを愛知県実行委員会に貸し出すこと。

○期間

平成30年7月30日（月）から平成30年8月21日（火）まで

○車両の引き渡し及び回収

ラッピングカーは平成30年7月30日（月）午前10時までに愛知県庁の別途指定する場所で愛知県実行委員会に引き渡すこと。また、平成30年8月21日（火）正午から午後5時までの間に愛知県庁の別途指定する場所で回収すること。

(4) 撤去

車両の改修後ラッピングの撤去及びレンタカー会社への返却を行うこと。

(5) 記録報告書の作成

本事業終了後、速やかに事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、愛知県実行委員会に提出すること。

ア 紙媒体 2部

イ 電子媒体 DVD-R 1枚

5 経費

本業務の委託料には、燃料費及び高速道路料金を除く、本業務の実施に要する一切の経費を含むものとする。

6 注意事項

(1) 本事業の実施にあたっては、道路交通法を始め、関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名選任し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。

(3) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり生じた疑義については、愛知県実行委員会と受託者で協議の上、処理すること。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第9 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

(資料等の返還等)

第10 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。

(第三者等からの回収)

第11 乙が、個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第12 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

第14 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいう。

2 「従業者」とは、乙の組織内において直接又は間接に乙の指揮監督を受けて乙の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。

3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略すること。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、

情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

- 5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

- 2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

- 3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立入検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。